

### 3 民生費

#### 1 社会福祉費 1 社会福祉総務費

[担当：社会福祉課] P. 165

0501 社会福祉事務に要する経費 1,250,922 円 (1,121,402 円)

[国・県 9,000 円 一財 1,241,922 円]

\* 特財内訳

[県補：社会福祉統計調査費補助金 4,000 円]

[県委：国民生活基礎調査(所得票)委託金 5,000 円]

○ 目的

主に事務費であるが、委託料については下記のとおりである。

○ 内容

・委託料

健康福祉まつり(平成 23 年 10 月 22 日開催)事業委託料 180,000 円

職員健康診断委託料 90,241 円

○ 効果

健康福祉まつりは好天に恵まれ、大勢の家族連れなどでにぎわった。又、職員の健康診断委託料については、B型肝炎の予防接種・検査を実施することにより感染予防が図れた。

[担当：社会福祉課] P. 165

2001 社会福祉協議会助成に要する経費 138,263,000 円 (140,290,000 円)

[一財 138,263,000 円]

○ 目的

社会福祉協議会が実施する事業に参加することにより、障害者、高齢者、そして地域の人々が生きがいを感じ、豊かな生活を送ることを目指す。社会福祉協議会の事業は営利を目的としないので、補助をすることによって健全な事業運営を図る。

○ 内容

(単位：千円)

取手市社会福祉協議会本所運営	藤代支所運営	在宅福祉サービス運営	心配ごと相談運営	ヘルパーステーション運営	ホームケアふじしろ運営	ボランティア支援センター運営
84,176	20,092	1,015	300	14,825	17,170	685

○ 効果

各種事業を展開することで、障害者、高齢者、地域の人々が共に支え合いながら暮らしていける地域づくりが推進できた。

[担当：社会福祉課] P. 165

2201 民生委員に要する経費 17,590,330 円 (17,599,800 円)

[国・県 28,000 円 一財 17,562,330 円]

＊ 特財内訳

[県補：民生委員推薦交付金 28,000 円]

○ 目的

民生委員は、社会奉仕の精神をもち、住民の立場に立って、相談にあたり、必要な援助を行い社会福祉の増進に努める。

○ 内容 民生委員（児童委員）

H23 年度	185 人（内、主任児童委員 15 人）					
東部	取手	白山	中部	西部	戸頭	藤代
22 (2)	22 (2)	20 (2)	20 (2)	27 (2)	22 (2)	52 (3)
H22 年度	183 人（内、主任児童委員 15 人）					
東部	取手	白山	中部	西部	戸頭	藤代
22 (2)	22 (2)	20 (2)	19 (2)	26 (2)	22 (2)	52 (3)

取手市民生委員児童委員協議会に対する助成 17,447,100 円

○ 効果

地域福祉の担い手として、高齢者のニーズを把握し、福祉の増進に寄与した。また心配ごと相談活動や地域福祉事業、ボランティア等の自主的活動に積極的に取り組み成果を上げた。

[担当：社会福祉課] P.165

2301 行旅死病人取扱いに要する経費 383,434 円 (578,346 円)

[一財 383,434 円]

○ 目的

行旅病人の救護及び行旅死亡人の火葬等を行う。

○ 内容

援 護 内 容	H23 年度件数	H22 年度件数
行旅死亡人 (処理件数)	2 件	4 件
行旅病人	0 件	0 件

○ 効果

行旅死病人に対する一時援護及び身元不明死者の埋火葬を行い、無縁墓地に収骨し霊を弔った。

[担当：社会福祉課] P.167

2401 遺族等の援護に要する経費 371,350 円 (3,100 円)

[一財 371,350 円]

○ 目的

戦傷病者戦没者遺族援護法等により、戦没者遺族、戦傷病者、旧軍人等に対し、各種の援護をすることを目的とする。

○ 内容

援護内容等	H23 年度	H22 年度
第 9 回特別弔慰金請求書類進達件数	0 件	3 件
第 9 回特別弔慰金国庫債券交付件数	1 件	12 件
戦傷病者手帳の記載事項変更届・死亡届等の進達	1 件	4 件

市戦没者追悼式典は隔年で開催のため、平成 24 年度はなし。

消耗品費	262,500 円
使用料（バス借上げ料）	90,300 円

○ 効果

戦傷病者や遺族の福祉の増進に貢献できた。

**[担当：社会福祉課] P.167**

**2501 更生保護に要する経費 581,400 円 (586,500 円)**

[一財 581,400 円]

○ 目的

社会奉仕の精神をもって、犯罪をした者の改善及び更生を助けると共に、犯罪の予防のための世論の啓発に努め、地域社会の浄化を図り、個人及び公共の福祉に寄与する。

○ 内容

取手地区保護司会に対する助成（41 人）	283,000 円
取手地区保護司会取手支部に対する助成（24 人）	100,000 円
取手市更生保護女性会に対する助成（32 人）	98,000 円

○ 効果

犯罪者の更生や、犯罪予防のための世論啓発を趣旨とした“社会を明るくする運動”を推進することにより、地域社会の浄化に貢献できた。

**[担当：社会福祉課] P.167**

**2601 地域ケアシステム推進に要する経費 7,279,004 円 (7,317,493 円)**

[一財 7,279,004 円]

○ 目的

平成 6 年度から開始された茨城県独自の事業で、市社会福祉協議会へ委託。高齢者や障害者、難病患者等及びその家族が自宅や地域で安心して生活できるよう、保健・医療・福祉分野の関係者が地域ケアサービス調整会議や在宅ケアチーム会議を開催し、チームを組んで、包括的で最善の福祉サービスを提供する。

○ 内容

消耗品費	36,750 円
役務費	55,072 円
委託料（取手・藤代地区ケアセンターの運営を社会福祉協議会に委託）	7,180,000 円
ファクシミリ使用料	7,182 円

○ 効果

保健・医療・福祉の関係者がケアチームを組み、地域全体で取り組むことによって、高齢者や障害者等が地域の中で安心して生活できた。

**[担当：社会福祉課] P.167**

**2901 中国残留邦人支援事業に要する経費 4,674,714 円 (4,009,911 円)**

[国・県 3,316,627 円 一財 1,358,087 円]

\* 特財内訳

[国負：中国残留邦人支援費負担金 3,304,627 円]

[国委：遺族及び留守家族等援護事務委託金 12,000 円]

○ 目的

戦中戦後を通じてご苦勞をされてきた中国残留邦人等のみなさんが、安心して老後の生活を送れるよう平成 20 年 4 月 1 日から開始された国の事業で、国で定めた生活費の基準を下回る場合に、上乘せの形で支援金が給付され最低生活が保障される。

支援給付金の 4 分の 3 が国庫から負担される。

○ 内容

支援・相談員謝礼 12,000 円

中国残留邦人支援給付金 4,406,170 円

○ 効果

市内に在住する 3 家族 5 人の残留邦人に支援金が給付され、生活の安定が図れた。

[担当：障害福祉課] P.167

3101 特定疾病療養者見舞金支給に要する経費 13,183,822 円 (14,863,822 円)

[一財 13,183,822 円]

○ 目的

療養者本人・家族の経済的負担の軽減を図る。

○ 内容

原因が不明で、治療方法が未確立、かつ経過が慢性にわたるもので、茨城県の医療費公費負担制度適用疾病となる疾患で、入院・通院している者を対象に見舞金(年額 20,000 円)を支給した。

療養者内訳は次のとおり。

〈一般〉 580 人

NO	疾 病 名	平成 23 年度	平成 22 年度
1	ベーチェット病	12 人	13 人
2	多発性硬化症	10 人	10 人
3	重症筋無力症	15 人	16 人
4	全身性エリテマトーデス	112 人	139 人
5	スモン	0 人	0 人
6	再生不良性貧血	5 人	7 人
7	サルコイドーシス	12 人	12 人
8	筋萎縮性側索硬化症	6 人	7 人
9	強皮症・皮膚筋炎・多発性筋炎	39 人	40 人
10	特発性血小板減少性紫斑病	17 人	20 人
11	結節性動脈周囲炎	4 人	5 人
12	潰瘍性大腸炎	123 人	126 人
13	大動脈炎症候群	5 人	7 人
14	ビュルガー病	5 人	6 人
15	天疱瘡	3 人	3 人
16	脊髄小脳変性症	19 人	19 人
17	クローン病	19 人	21 人

18	難治性肝炎のうち劇症肝炎	1人	1人
19	悪性関節リウマチ	8人	8人
20	パーキンソン病関連疾患	56人	61人
21	アミロイドーシス	0人	0人
22	後縦靭帯骨化症	18人	19人
23	ハンチントン病	0人	0人
24	モヤモヤ病	9人	9人
25	ウェゲナー肉芽腫症	0人	0人
26	特発性拡張型心筋症	10人	12人
27	多系統萎縮症	3人	3人
28	表皮水泡症	1人	1人
29	膿疱性乾癬	1人	1人
30	広範脊柱管狭窄症	3人	3人
31	原発性胆汁性肝硬変	12人	13人
32	重症急性膵炎	2人	2人
33	特発性大腿骨頭壊死症	6人	6人
34	混合性結合組織病	4人	4人
35	原発性免疫不全症候群	0人	0人
36	特発性間質性肺炎	3人	3人
37	網膜色素変性症	30人	33人
38	プリオン病	1人	2人
39	原発性肺高血圧症	0人	0人
40	神経線維腫症	0人	0人
41	亜急性硬化性全脳炎	0人	0人
42	バット・キアリ症候群	0人	0人
43	特発性慢性肺血栓閉塞症	2人	2人
44	ライソゾーム病	0人	0人
45	副腎白質ジストロフィー	1人	1人
46	家族性高コレステロール血症	0人	0人
47	脊髄性筋萎縮症	0人	0人
48	球脊髄性筋萎縮症	0人	0人
49	慢性炎症性脱髄性多発神経炎	0人	0人
50	肥大型心筋症	0人	0人
51	拘束型	0人	0人
52	ミトコンドリア病	0人	0人
53	リンパ脈管筋腫症	0人	0人
54	重症多発滲出性紅斑	0人	0人
55	黄色靭帯骨化症	0人	0人
56	間脳下垂体機能障害	3人	3人

〈小児〉78人

NO	疾 病 名	平成23年度	平成22年度
1	悪性新生物	4人	8人
2	慢性腎疾患	4人	5人
3	慢性呼吸器疾患	18人	34人
4	慢性心疾患	20人	20人

5	内分泌疾患	15人	15人
6	膠原病	2人	3人
7	糖尿病	2人	2人
8	先天性代謝異常	5人	7人
9	血友病等血液疾患	5人	7人
10	神経・筋疾患	2人	2人
11	慢性消化器疾患	1人	1人

〈血液〉1人

NO	疾 病 名	平成23年度	平成22年度
11	第Ⅶ因子(ヘイグマン因子)欠乏症	1人	1人

○ 効果

見舞金の支給により本人の経済的負担の軽減と適切な入院・通院が図られた。

[担当：社会福祉課] P.167

3201 住宅緊急特別措置事業に要する経費 1,759,600円(5,360,800円)

[国・県 1,759,000円 一財 600円]

\* 特財内訳

[県補：緊急雇用創出事業臨時特例基金事業補助金 1,759,000円]

○ 目的

平成21年10月から国主導で開始された事業で、住宅を喪失又は喪失するおそれのある離職者等に対し、住宅及び就労機会を確保するために、100パーセント県補助により経済的支援を行う。

○ 内容

住宅手当(住宅緊急特別措置に係る住宅手当) 1,759,000円

○ 効果

平成23年度は、10人に住宅手当を支給し、内3人を就職につなげることができた。

[担当：社会福祉課] P.169

3301 就労促進事業に要する経費 1,081,930円

[国・県 1,074,000円 その他 6,385円 一財 1,545円]

\* 特財内訳

[県補：茨城県緊急雇用創出事業臨時特例基金(住まい対策拡充等支援分) 1,074,000円]

[諸収入：雇用保険料本人負担分 6,385円]

○ 目的

平成23年度からの新規事業で、就労支援員を配置し、就労可能な生活保護受給者を対象に就労支援を行う。

○ 内容

就労支援員賃金 1,065,360円・雇用保険 16,570円

○ 効果

28人が就労支援事業に参加し、16人が仕事に就くことができ、自立が7人、自立に至らなくても生活保護費の減額を行うことができた。

## 1 社会福祉費 2 障害者福祉費

[担当：障害福祉課] P.169

0501 障害福祉事務に要する経費 541,276 円 (230,926 円)

[国・県 450,000 円 一財 91,276 円]

\* 特財内訳

[県補：地域支え合い体制づくり事業費補助金 230,000 円]

[県委：生活のしづらさなどに関する調査交付金 220,000 円]

○ 目的

主に事務費であるが旅費、需用費、委託料、補助金については下記のとおりである。

○ 内容

・旅費	12,000 円
・生活のしづらさ調査用消耗品費	99,714 円
・茨城県身障者用駐車場利用証印刷製本費	220,500 円
・委託料 職員健康診断委託料	67,758 円
・補助金	
取手市身体障害者福祉協議会補助金	72,000 円
取手市重症心身障害児（者）を守る会補助金	28,000 円

○ 効果

障害者団体へ補助金を交付することにより団体運営の資質向上に努めることができた。また、県の依頼により「生活のしづらさ調査」や「身障者用駐車場利用証の発行」の事務を行い、障害者の生活環境の向上に寄与した。

[担当：障害福祉課] P.171

2001 障害者手帳申請診断書料助成に要する経費 1,415,150 円 (1,182,807 円)

[一財 1,415,150 円]

○ 目的

障害者手帳の交付申請に必要な診断を受けた者に対し、当該診断書料を助成することにより、障害者の福祉の増進に資することを目的とする。

○ 内容

年度	件数	助成総額
H23	497 件	1,415,150 円
H22	431 件	1,182,807 円

○ 効果

障害者手帳の交付申請に必要な診断書料を助成することにより、経済的負担の軽減を図り、手帳取得、福祉サービスの利用につなげることができた。

[担当：障害福祉課] P.171

2101 重度障害者福祉タクシー利用料金助成に要する経費 5,190,020 円 (4,965,510 円)

[一財 5,190,020 円]

○ 目的

重度障害者が医療機関等への往復に要するタクシー料金、及び移送サービスの利用に係

る費用の一部を助成することにより重度障害者の福祉の増進に資することを目的とする。

○ 内容

年度	利用枚数	助成総額	内 容
H23	7,389枚	5,024,120円	年間36回分（透析療法者は60回分）
H22	7,045枚	4,804,860円	年間36回分（透析療法者は60回分）

・タクシー利用券印刷製本代 165,900円

○ 効果

タクシー利用料金の一部（初乗運賃相当分）、移送サービスの利用に係る費用の一部（500円）を助成することにより、重度障害者の経済的負担を軽減し、障害者の外出支援を図ることができた。

[担当：障害福祉課] P.171

2201 重度障害者紙おむつ支給に要する経費 986,226円（904,692円）

[一財 986,226円]

○ 目的

18歳以上の重度障害者で常時臥床、あるいは介護を要する状態にある者に対して紙おむつを支給することにより、障害者及び介護にあたる家族の負担を軽減し、福祉の向上を図る。

○ 内容

年度	延人員	助成総額	内 容
H23	91人	986,226円	4種類の中から1種類を年4回支給
H22	85人	904,692円	4種類の中から1種類を年4回支給

○ 効果

紙おむつを支給することにより、経済的負担の軽減を図ることができた。

[担当：障害福祉課] P.171

2401 障害児（者）及び付添人交通費支給に要する経費 2,687,660円（2,749,839円）

[一財 2,687,660円]

○ 目的

身体障害児（者）・精神障害者及び知的障害児（者）等並びに付添人が、福祉施設等に通うために要する交通費の一部を助成し、当該家庭の生活の安定と福祉の増進を図る。

○ 内容

年3回（8・12・4月）4ヶ月分を申請・支給

区 分	H23年度		H22年度	
	申請件数	助成額	申請件数	助成額
身体障害者	22件	133,063円	21件	173,340円
精神障害者	192件	1,819,069円	223件	1,944,076円
知的障害者	49件	563,422円	59件	468,656円
児童	47件	172,106円	39件	163,767円
計	310件	2,687,660円	342件	2,749,839円



○ 効果

障害児（者）世帯の経済的負担軽減の一助となり、福祉施設等に通り社会参加する機会や自立に向けた訓練を増やすことにつながった。

[担当：障害福祉課] P.171

2701 障害者福祉センターつつじ園管理運営に要する経費 10,635,183 円(17,090,020 円)

[国・県 4,528,000 円 一財 6,107,183 円]

\* 特財内訳

[国補：地域生活支援事業費補助金 1,059,000 円]

[県補：地域生活支援事業費補助金 529,000 円]

[県補：自立支援対策臨時特例交付金 2,940,000 円]

○ 目的

在宅の障害者に対し、その障害の状況に合わせた生活訓練（食事・排泄等の日常生活面の訓練や作業を通しての訓練など）を提供し、身辺自立・社会参加の促進を図る。

○ 内容

障害者自立支援法の施行により訓練等給付の生活訓練を提供した。（カミソリの袋詰め、部品のバリ取り、EMぼかしの製作、さをり織り等の軽作業、クラブ活動等）

指定管理者制度により取手市社会福祉協議会が運営する。

○ 効果

日中活動の場を提供し、軽作業・創造的活動を通じて利用者の日常生活能力の維持・向上に寄与した。

生活訓練等事業（夜間支援）

障害者を介護している方が冠婚葬祭、休養等で障害者の介護が出来ない場合の対応や、将来親と離れて生活するための訓練を行っている。当事業を利用することにより親と離れることにも慣れ、また、介護をしている人が休養することもでき、利用者が徐々に増えてきている。

事業実施日数 61 日 利用延べ人数 220 人 1 日平均利用者数 3.61 人

[担当：障害福祉課] P.171

2901 障害者福祉センターあけぼの管理運営に要する経費 29,205,500 円

(24,064,905 円)

[国・県 5,353,000 円 一財 23,852,500 円]

\* 特財内訳

[国補：地域生活支援事業補助金 1,500,000 円]

[県補：地域生活支援事業補助金 750,000 円]

[県補：自立支援対策臨時特例交付金 3,103,000 円]

○ 目的

在宅の障害者に対し、生活介護（入浴・食事等の介助）、機能訓練、地域活動支援センター事業を提供し、身辺自立・社会参加の促進を図る。

○ 内容

障害者自立支援法の施行により訓練等給付の機能訓練・生活介護を提供した。また、地域活動支援センター事業により障害者の日中活動の場を提供した。

指定管理者制度により取手市社会福祉協議会が運営する。

備品購入費 新介護浴槽の購入 3,412,500円

○ 効果

重度障害者に対しては入浴、排泄、食事等の日常生活の介助を提供し、介護者の負担軽減・利用者の生活の質の向上が図られた。また、軽度障害者に対しては創造的活動、機能訓練等による身体機能の維持・向上につながった。

[担当：障害福祉課] P.171

3201 特別障害者援護に要する経費 20,461,940円 (21,253,000円)

[国・県 15,370,822円 一財 5,091,118円]

\* 特財内訳

[国負：特別障害者手当給付費 15,370,822円]

○ 目的

在宅の重度障害者で、日常生活において常時特別の介護を必要とする者に対して手当を支給することで経済的負担を軽減し、福祉の増進を図る。

○ 内容

区 分	H23 年度		H22 年度	
	延受給者	支給総額	延受給者	支給総額
特別障害者手当	500人	13,178,000円	520人	13,748,800円
障害児福祉手当	386人	5,534,580円	386人	5,550,680円
経過的福祉手当	122人	1,749,360円	135人	1,941,300円
計	1,008人	20,461,940円	1,041人	21,240,780円

※年4回支給 (5月、8月、11月、2月)

○ 効果

重度障害者世帯の経済的負担軽減を図り、福祉の増進に寄与した。

[担当：障害福祉課] P.171

3301 介護給付費等に関する経費 835,314,485円 (787,935,427円)

[国・県 622,584,932円 一財 212,729,553円]

\* 特財内訳

[国負：自立支援給付費負担金 407,372,000円]

[国補：障害者自立支援事業等補助金 635,000円]

[県負：自立支援給付費負担金 204,802,379円]

[県補：自立支援対策臨時特例交付金 9,775,553円]

○ 目的

自立支援給付費の支給決定を受けた者が利用した障害福祉サービスについて、自立支援給付費として支給することにより、障害者本位のサービス提供を基本とした福祉の増進を図る。

○ 内容

- ・ 障害者給付審査会委員報酬・費用弁償 930,000円
- ・ 障害者自立支援システム改修業務委託料 420,000円
- ・ 旧法施設支援費 8,224,698円

・介護給付費	535,771,244 円
療養介護	5,947,790 円
居宅介護	32,355,474 円
重度訪問介護	25,550 円
同行援護	155,910 円
生活介護	325,852,245 円
児童デイサービス	38,220,378 円
短期入所	7,930,275 円
共同生活介護	28,126,893 円
施設入所支援	97,156,729 円
・訓練等給付費	254,199,586 円
自立訓練（生活）	32,737,566 円
自立訓練（機能）	1,402,323 円
共同生活援助	11,635,160 円
宿泊型自立訓練	2,046,360 円
就労移行支援	40,802,468 円
就労移行支援（養成施設）	903,775 円
就労継続支援 A 型	5,157,766 円
就労継続支援 B 型	159,514,168 円
・特定障害者特別給付費	18,636,856 円
・療養介護医療費	1,701,867 円
・通所サービス利用促進給付金	6,942,000 円
・事業運営安定化事業	4,459,130 円
・新事業移行促進事業	203,400 円
・事務処理安定化支援事業	770,000 円
・移行時運営安定化事業	417,250 円
・視覚障害者等情報支援基盤整備事業	996,000 円

○ 効果

障害者一人ひとりの状況について調査、聞き取りする事により障害者の状況を把握し、適切な支給決定を行なうことができた。また、支給決定を受けてそれぞれのニーズに合わせた支援を自らが選択し、障害福祉サービスを利用する事により、障害者の生活の質を高めることができた。

[担当：障害福祉課] P.173

**3302 自立支援医療に関する経費 62,877,118 円 (59,321,369 円)**

[国・県 45,714,076 円 一財 17,163,042 円]

\* 特財内訳

[国負：自立支援医療給付費負担金 30,000,000 円]

[県負：自立支援医療給付費負担金 15,714,076 円]

○ 目的

障害者自立支援法第 54 条に基づく自立支援医療を給付し、障害の軽減や回復させることを目的とする。

○ 内容

区 分	決定者数	給 付 額	支払審査手数料
H23 年度	31 人	62,856,305 円	20,813 円
H22 年度	27 人	59,300,162 円	21,207 円

○ 効果

心臓弁置換術、免疫療法、人工関節置換術等の自立支援医療により、障害の軽減等が図られ、受給者の生活向上につながった。

[担当：障害福祉課] P.173

3303 補装具費に関する経費 20,744,070 円 (16,178,736 円)

[国・県 15,729,498 円 一財 5,014,572 円]

\* 特財内訳

[国負：自立支援補装具費負担金 10,500,000 円]

[県負：自立支援補装具費負担金 5,229,498 円]

○ 目的

自立支援法第 76 条規定に基づき、身体の失われた部分や障害のある部分を補い、日常生活や働くことを容易にする用具（補聴器、義肢、装具、車いす等）を交付もしくは修理することにより、身体障害者の福祉の増進に資することを目的とする。

○ 内容

H23 年度

区 分	件 数	支 給 額	内 訳
交 付	119 件	17,634,688 円	下肢装具、盲人安全杖、補聴器等
修 理	85 件	3,109,382 円	下肢装具、車いす、補聴器等
計	204 件	20,744,070 円	

○ 効果

補装具の交付（修理）によって、障害者の利便が図られ、日常生活の活動範囲拡大に寄与することができた。

[担当：障害福祉課] P.173

3304 地域生活支援事業に関する経費 34,422,783 円 (34,340,227 円)

[国・県 25,834,000 円 一財 8,588,783 円]

\* 特財内訳

[国補：地域生活支援事業補助金 19,652,000 円うち 2,479,000 円は一般職人件費へ充当]

[県補：地域生活支援事業補助金 9,826,000 円うち 1,240,000 円は一般職人件費へ充当]

[県補：自立支援対策臨時特例交付金 75,000 円]

○ 目的

自立支援法第 77 条規定に基づき、市町村が地域の実情に合わせて日常生活用具の支給、訪問入浴サービス、日中一時支援事業等を実施することにより、障害者の福祉の増進に資することを目的とする。

○ 内容

- ・コミュニケーション支援事業 実利用 12 名 654,800 円
- ・地域活動支援センター事業委託料 3,229,983 円

- ・生活支援（生活訓練等）事業委託料 149,000 円
- ・社会参加促進事業補助金 786,000 円
- ・日常生活用具給付

区分	件数	支給額	内訳
給付	1,903 件	19,219,649 円	ストマ装具及び歩行支援用具等

- ・更生訓練費支給 8 件 103,600 円
- ・障害者生活ホーム助成  
利用人数 2 人 延利用月数 21 月 1,347,465 円
- ・移動支援事業 508 時間 1,017,711 円
- ・日中一時支援事業 1,197 回 5,358,325 円
- ・訪問入浴サービス（6 名） 181 回 2,038,750 円

○ 効果

各事業を実施することにより、障害者の利便が図られ、日常生活等の活動範囲拡大、質の向上に寄与することができた。

[担当：障害福祉課] P.175

3601 あけぼの、さくら荘、かたらいの郷入浴施設障害者使用料助成に要する経費  
1,534,000 円（1,410,400 円）

[一財 1,534,000 円]

○ 目的

経済的負担を軽減することにより、障害者の地域生活支援、社会参加促進を図る。

○ 内容

「取手市立老人福祉センターあけぼの」「取手市立老人福祉センターさくら荘」「取手市立かたらいの郷」の障害者とその付添人 1 名の利用料金 100 円を助成する。

施設別助成利用状況

施設	助成額	延べ利用者数
あけぼの	334,600 円	3,346 人
さくら荘	206,700 円	2,067 人
かたらいの郷	992,700 円	9,927 人
合計	1,534,000 円	15,340 人

○ 効果

障害者の経済的負担の軽減並びに地域生活における支援や社会への参加が促された。

## 1 社会福祉費 3 老人福祉費

[担当：高齢福祉課] P.175

0501 老人福祉事務に要する経費 1,216,113 円（1,157,941 円）

[一財 1,216,113 円]

○ 目的

高齢者世帯及びひとり暮らし高齢者を対象とした台帳を整備するための台帳システムを導入し、対象世帯の実態を把握する。

○ 内容

	人 口	高齢者人口 (65歳以上)	高齢化率	ひとり暮らし 高齢者数	高 齢 者 世 帯 数
H24. 3. 31 現在	109,411 人	28,664 人	26.19%	3,010 人	3,635 世帯
H23. 3. 31 現在	110,428 人	27,435 人	24.84%	2,883 人	3,431 世帯
H22. 3. 31 現在	110,694 人	26,595 人	24.03%	2,642 人	3,239 世帯
H21. 3. 31 現在	110,808 人	25,408 人	22.93%	2,839 人	3,437 世帯
H20. 3. 31 現在	111,136 人	23,886 人	21.49%	2,632 人	3,272 世帯

ひとり暮らし高齢者数、高齢者世帯数は各台帳の登録件数による

○ 効果

高齢者の台帳を整備することにより、高齢者の実態を把握し、緊急事態等に対応することができた。

[担当：高齢福祉課] P.177

2202 緊急通報装置給付に関する経費 9,622,848 円 (6,812,613 円)  
(2,266,320 円) ※ 〈 〉 は、うち 22 年度繰越分

[一財 9,622,848 円]

○ 目的

在宅のひとり暮らし高齢者等に対し、緊急通報装置を設置することにより、突発的な災害・急病・事故等の緊急事態の対応を簡単かつ迅速にし、ひとり暮らしなどの不安を軽減する。

○ 内容

区分	当年度設置数	延設置台数	連絡件数
H23 年度	56	490	114
H22 年度	77	473	110

○ 効果

緊急通報装置を設置することにより、ひとり暮らし高齢者等の不安を解消し、関係機関の救助活動がより一層迅速に行うことができた。

[担当：高齢福祉課] P.177

2204 高齢者等移動支援事業に関する経費 7,830,330 円 (7,812,453 円)

[一財 7,830,330 円]

○ 目的

高齢者や身体障害者の移動制約者で、福祉有償運送の許可を受けた団体の移動支援サービス利用者に対し助成券を発行し、外出促進と閉じこもり防止を図る。

また、移動支援団体の福祉車両の点検整備費用に対し、補助を行い、安全確保を図る。

○ 内容 移動支援団体利用

H23 年度

移動支援団体名	送迎回数	月平均実利用者	助成券支出額
取手市社会福祉協議会	1,179 回	51 名	589,500 円
NPO 活きる	4,364 回	121 名	2,182,000 円

NPOふじしろ福祉の会	2,323回	85名	1,161,500円
計	7,866回	257名	3,933,000円

タクシー利用(共通利用券)

事業者数	延利用回数	月平均利用回数	助成券支出額
18	2,496回	208回	1,770,400円

H22年度

移動支援団体名	送迎回数	月平均実利用者	助成券支出額
取手市社会福祉協議会	1,109回	55名	554,500円
NPO活きる	4,297回	117名	2,148,500円
NPOふじしろ福祉の会	2,195回	77名	1,097,500円
計	7,601回	249名	3,800,500円

タクシー利用(共通利用券)

事業者数	延利用回数	月平均利用回数	助成券支出額
18	2,455回	204回	1,743,120円

○ 効果

高齢者や身体障害者の移動支援サービス利用が促進され、外出支援・社会参加に寄与することができた。

[担当：高齢福祉課] P.179

2206 愛の定期便事業に関する経費 750,788円(731,278円)

[一財 750,788円]

○ 目的

ひとり暮らし高齢者宅を訪問し、乳酸飲料を配付するとともに安否の確認を図る。

○ 内容

愛の定期便事業(月・水・金の午前に配付)

年度	対象者	訪問日数	配達本数	金額	配達員
H23年度	90人	月水 97日	8,976本	601,392円	販売業者
		金 49日	4,394本	149,396円	ヘルパー
	合計	146日	13,370本	750,788円	
H22年度	89人	月水 94日	8,596本	575,932円	販売業者
		金 50日	4,569本	155,346円	ヘルパー
	合計	144日	13,165本	731,278円	

○ 効果

乳酸飲料を届けることにより利用者の安否確認、健康保持及び孤独感の解消を図ることができた。

[担当：高齢福祉課] P.179

2207 あんしんコールに関する経費 81,000円(76,400円)

[一財 81,000円]

○ 目的

定期的に電話をかけ様子を伺うことで、安否確認を行うとともに、高齢者本人の不安の解消を図る。

○ 内容

週 1～2 回電話をかけて様子を伺い、必要時には訪問を行う。申請方式で、サービス開始前に自宅訪問・アセスメントを行う。在宅介護支援センター等に委託。

年度	委託先	利用者数	回数
H23	北相寿園	8	238
	はあとびあ	2	105
	JA とりで	3	62
	合計	13	405
H22	北相寿園	5	245
	はあとびあ	3	96
	JA とりで	2	40
	緑寿荘	1	1
	合計	11	382

○ 効果

定期的が高齢者に電話をかけることで、高齢者本人の不安を解消することができた。

[担当：高齢福祉課] P.179

2208 お休み処に関する経費 2,130,461 円 (4,104,810 円)

[その他 1,248,000 円 一財 882,461 円]

\* 特財内訳

[繰入金：地域福祉基金繰入金 1,248,000 円]

○ 目的

地域のコミュニティを醸成し、増える高齢者世帯・独居高齢者世帯の孤立化を防ぎ、孤独死などの問題に対応する。

○ 内容

井野お休み処施設整備負担金 1,248,041 円

戸頭・井野お休み処の施設賃借料 882,420 円

年度	施設名	利用者数	開所日数	平均
23 年度	戸頭お休み処	4,256 人	240 日	17.73
	井野お休み処	2,017 人	114 日	17.69
22 年度	戸頭お休み処	2,142 人	124 日	17.27

○ 効果

戸頭お休み処に続き市内 2 番目となる「井野お休み処」を 10 月に開所し、ボランティアの協力により地域の高齢者等が利用でき、さまざまな人が集まり交流する中で「見守りの輪」を広げることができた。

[担当：高齢福祉課] P.179

2301 敬老祝金支給に要する経費 4,005,944 円 (3,669,194 円)

[一財 4,005,944 円]

○ 目的

88 歳、99 歳以上の高齢者に祝金を支給し、長寿を祝福する。



- 内容 支給要件 基準日9月1日までの3ヶ月の間、引き続き住民登録があり、現に居住する者で、年度内に次の年令に達する者。

H23年度 (単位：円)

年 齢	一人当たり金額	対象者数(人)	支給総額
88歳	10,000	326	3,260,000
99歳	10,000	24	240,000
100歳以上	10,000	41	410,000
合 計		391	3,910,000

H22年度 (単位：円)

年 齢	一人当たり金額	対象者数(人)	支給総額
88歳	10,000	294	2,940,000
99歳	10,000	23	230,000
100歳以上	10,000	44	440,000
合 計		361	3,610,000

- 効果

多年にわたり社会に貢献された高齢者に対し、長寿を祝福することができた。

[担当：高齢福祉課] P.179

2701 シルバー人材センター助成に要する経費 38,921,000円 (40,398,000円)

[その他 12,003,461円 一財 26,917,539円]

\* 特財内訳

[諸収入：シルバー人材センター貸付金元利収入 12,003,461円]

- 目的

高齢者が地域社会活動と密接な連帯を保ちながら、経験と能力を生かして働くことによって社会参加を促し、自らの生きがいの充実と地域の社会づくりに寄与することを目的に、団体の育成強化を図る。

- 内容

(1) 会員数および入会率

区分	60歳以上人口	会員数	入会率	基準日
H23年度	39,664	742	1.87%	H24.3.31
H22年度	38,783	718	1.85%	H23.3.31

(2) 職業別事業実績

H23年度

職 種	会員数	件数	就業延人数	受注金額(円)
技術・技能	123	1,879	7,455	47,344,297
事務整理	51	87	1,320	5,436,876
管理	195	23	15,251	51,463,061
折衝外交	6	0	0	0
一般作業	311	963	27,205	106,197,282
サービスその他	56	16	5,714	15,366,344
合 計	742	2,968	56,945	225,807,860

H22 年度

職 種	会員数	件数	就業延人数	受注金額(円)
技術・技能	119	1,745	7,307	44,528,063
事務整理	42	76	1,081	4,477,340
管理	196	27	15,665	52,407,460
折衝外交	7	1	148	647,840
一般作業	295	948	26,880	101,572,588
サービスその他	59	29	6,064	15,994,327
合 計	718	2,826	57,145	219,627,618

○ 効果

会員数は年々増加し、高齢者就労の指導機関として活動した。

[担当：高齢福祉課] P.179

2801 あげぼの管理運営に関する経費 41,243,786 円 (35,184,976 円)

〈1,312,500 円〉※〈 〉は、うち 22 年度繰越分

[国・県 700,000 円 〈700,000 円〉 一財 40,543,786 円]

\* 特財内訳

[国補：地域活性化・きめ細かな交付金 〈700,000 円〉]

○ 目的

60 歳以上の高齢者に対し、健康の増進・教養の向上・レクリエーション活動の促進を図る。

○ 内容

種 類	利用延人数 (単位：人)	
	H23 年度	H22 年度
教養講座	27 教室 17,601	27 教室 18,316
レクリエーション	38,722	40,142
高齢者クラブ	407	490
あげぼの芸能大会	400	500
その他	1,771	1,677
合 計	58,901	61,125

- ・ 給湯設備修繕 (1,312,500 円)
- ・ 浄化槽ポンプ修繕 420,000 円
- ・ 配電盤廻り漏水修繕 372,750 円

○ 効果

高齢者の憩いの場・情報提供の場・研修の場として、様々な事業を展開することにより、運営強化が図れた。

[担当：高齢福祉課] P.179

2802 かたらいの郷管理運営に関する経費 34,697,695 円 (42,050,054 円)

[一財 34,697,695 円]

○ 目的

高齢者をはじめ、青少年・成人・障害者などあらゆる世代の交流を図る。

○ 内容

施設利用状況 (単位：人)

区分	開館日数	1F (コミュニティ)	2F (福祉施設)	合計
H23 年度	289 日	15,341	96,620	111,961
H22 年度	282 日	16,641	108,812	125,453

○ 効果

施設利用を通じて、高齢者から子供まであらゆる世代の人々の交流が図れた。

[担当：高齢福祉課] P.181

2804 さくら荘管理運営に関する経費 31,632,547 円 (28,254,088 円)

[一財 31,632,547 円]

○ 目的

60 歳以上の高齢者に対し、健康の増進・教養の向上・レクリエーション活動の促進を図る。

○ 内容 利用延人数 (単位人)

種 類	H23 年度	H22 年度
生きがい教室	4,426	4,353
諸 団 体	1,394	1,328
そ の 他	15,205	15,947
合 計	21,025	21,628

・集会室空調設備改修工事 1,092,000 円

・空調設備修繕 546,000 円

○ 効果

高齢者の憩いの場・情報提供の場・研修の場として、様々な事業を展開することにより、運営強化が図れた。

[担当：高齢福祉課] P.181

3301 老人ホーム入所措置に要する経費 12,909,381 円 (10,524,341 円)

[その他 1,219,500 円 一財 11,689,881 円]

\* 特財内訳

[負担金：老人福祉施設入所者負担金 1,219,500 円]

○ 目的

身体機能が低下し、かつ経済上または家庭内の問題（虐待など）により居宅での生活が困難な高齢者に対し、養護老人ホームに入所措置を行う。

○ 内容

養護老人ホーム

区分	入所施設数	措置実人数	措置延人数	措置費
H23 年度	3 施設	6 人	70 人	12,909,381 円
H22 年度	4 施設	5 人	56 人	10,518,041 円

○ 効果

養護老人ホームに入所させることにより、高齢者の生活安定が図れた。

[担当：高齢福祉課] P.181

3401 高齢者クラブ活動に要する経費 2,986,700円(3,356,100円)

[国・県 614,000円 一財 2,372,700円]

\* 特財内訳

[県補：高齢福祉対策費補助金 614,000円]

○ 目的

高齢者クラブの活動を通じて高齢者福祉の向上に成果をあげるため、各高齢者クラブに社会活動促進の助成をし、高齢者クラブの充実と発展を図り、高齢者のいきがいと地域活動を促進する。

○ 内容

助成内容は、単位老人クラブへ会員数により次のとおり助成する。

75人以上 124,400円、50～74人 84,800円、31～49人 41,600円、30人以下 27,200円

区 分	H23 年度	H22 年度
クラブ数	44 クラブ	48 クラブ
会員数	2,080 人	2,317 人

参加者数 (単位：人)

活 動 内 容	H23 年度	H22 年度
健康推進事業活動	1,275	1,333
社会清掃奉仕活動	127	132
趣味教養活動	138	142
合 計	1,540	1,607

○ 効果

各高齢者クラブへの助成により、クラブの活動も活性化・定着化し、高齢者に市民活動参加の場を提供することができた。また高齢者クラブ連合会は、各単位高齢者クラブの中核機能としてクラブ間の連絡調整、とりまとめを行っており、クラブ間の連帯強化が図れた。

[担当：高齢福祉課] P.181

3501 介護予防拠点施設管理に要する経費 1,726,147円(17,171,517円)

[一財 1,726,147円]

○ 目的

要介護状態への移行を防止するために、体操や趣味のサークルを開設し、高齢者の居場所づくりと健康増進、生きがいづくり及び閉じこもり防止を図る。

○ 内容

高齢者がいつまでも元気に過ごすことができるよう、生きがいづくり、健康増進を目的とした事業を行う施設の整備、管理、運営費である。各施設において様々なサークル活動を展開している。指定管理料を施設管理費(1,723,000円)については一般会計に計上し、運営費(5,112,000円)は介護保険特別会計に計上し、事業の執行を図った。

延利用者数 (単位：人)

施 設 名／開設日	H23 年度		H22 年度	
	参加者数	ボランティア数	参加者数	ボランティア数
いきいきプラザ 月水木金(9:30～16:00)	6,319	1,084	6,004	854

げんきサロン戸頭西 月～金 (9:30～16:00)	5,819	1,680	5,726	1,934
げんきサロン稲 火木金 (9:30～16:00)	2,815	1,093	2,664	861
げんきサロン藤代 月火水金 (9:30～16:00)	5,188	886	5,270	836
合 計	20,141	4,743	19,664	4,485

○ 効果

地域の高齢者同士が交流することで閉じこもりの防止を図り、認知症予防や身体機能の向上を促進できた。

[担当：高齢福祉課] P.181

**4101 健康遊具整備に要する経費 3,832,500 円**

[国・県 3,000,000 円 その他 832,000 円 一財 500 円]

\* 特財内訳

[国補：地域介護・福祉空間整備推進交付金 3,000,000 円]

[繰入金：地域福祉基金繰入金 832,000 円]

○ 目的

高齢者が要介護状態へ移行せず、いつまでも生き生きと過ごすことができるよう、健康づくりをするため、又、公園を利用することで地域間及び異世代との交流を図ることを目的とする。

○ 内容

身体全体をバランスよく運動できる、高齢者向け健康遊具 6 基を藤代庁舎前の公園「水と緑と祭りの広場」に設置した。

○ 効果

高齢者が健康遊具を使うことにより身体機能の向上を促進できた。また、公園に出向くことにより他者との交流が図れ、孤独感を解消することができた。

[担当：高齢福祉課] P.181

**4901 介護保険利用料助成事業に要する経費 4,069,299 円 (3,319,857 円)**

[一財 4,069,299 円]

○ 目的

低所得者（介護保険料第 1 段階者・第 2 段階者・第 3 段階者）の居宅介護サービス費の利用料を一部助成することにより、介護サービスを受けやすくし、自宅での生活の継続に寄与する。

○ 内容

H23 年度

- ・ 保険料第一段階者（自己負担の 50%を助成）・・・ 0 名 0 円
- ・ 保険料第二段階者（自己負担の 30%を助成）・・・ 145 名 3,366,271 円
- ・ 保険料第三段階者（自己負担の 15%を助成）・・・ 51 名 676,658 円

H22 年度

- ・ 保険料第一段階者（自己負担の 50%を助成）・・・ 0 名 0 円

- ・保険料第二段階者（自己負担の30%を助成）・・・ 128名 2,564,504円
- ・保険料第三段階者（自己負担の15%を助成）・・・ 55名 727,653円

○ 効果

利用料助成を行うことにより、利用者の負担を軽減することができた。

[担当：高齢福祉課] P.183

5201 高齢者福祉計画・介護保険事業計画に要する経費 1,755,795円

[一財 1,755,795円]

○ 目的

第6期高齢者福祉計画・第5期介護保険事業計画は、高齢者福祉サービスと介護保険サービスを充実・強化させ、高齢者が健康で生きがいを持って、いきいきと健やかに暮らすことの出来る地域環境を構築するため策定する。

○ 内容

計画策定に伴うアンケート調査委託（日常生活圏域ニーズ調査） 1,417,500円

○ 効果

アンケート調査を実施することにより、高齢者福祉計画・介護保険事業計画に高齢者の意向を反映させることが出来た。

[担当：高齢福祉課] P.183

6001 いきがい対策事業に要する経費 246,277円（288,920円）

[一財 246,277円]

○ 目的

高齢者の希望と能力に応じた社会活動を助長し、豊かな老後生活が送れるよう事業を企画・実施し、生きがいを高める。

○ 内容 各事業の延参加者数

H23年度

いきいき講座	市政・郷土史・健康等をテーマにした講座・はるかぜ乗船・新四国相馬霊場八十八ヶ所めぐり等を開催した。 12講座 参加者493人
敬老事業	長寿の寿状 99歳以上70人 金婚60組・ダイヤモンド婚8組への寿状 あけぼの「はつらつ芸能大会」・・・敬老週間に開催（平成23年9月17日、19日） 来場者計800人

H22年度

いきいき講座	市政・郷土史・健康等をテーマにした講座・はるかぜ乗船・新四国相馬霊場八十八ヶ所めぐり等を開催した。 11講座（震災の影響により1講座中止） 参加者472人
敬老事業	長寿のお祝い 99歳以上68人 金婚63組・ダイヤモンド婚14組への寿状 シルバーウォーク・・・敬老の日に開催（平成22年9月20日） 参加者350人

○ 効果

高齢者生涯教育の場の設定や、レクリエーションなどによる健康といきがづくりなどの事業を実施することにより、高齢者間の親睦が図れた。

[担当：高齢福祉課] P.183

6301 小貝川三次元プロジェクト事業に要する経費 7,619,822 円 (8,062,112 円)

[一財 7,619,822 円]

○ 目的

小貝川の自然の中で、水・陸・空の三次元を活用し、あらゆる人の交流、社会的弱者の自立支援、自然を生かしての癒しの効果を図る。

○ 内容

	平成 23 年度事業内容	延参加者数 (人)
子育て支援	ポニー教室	1,703
	マウンテンバイク教室	7
	カヤック教室	120
	未就学児支援	604
	総合学習支援	146
介護予防	要介護者乗馬	262
	シニア乗馬教室	83
	パソコン教室	428
	野外活動支援事業	61
障害者	障害者乗馬	102
	野外活動支援事業	372
一般	引馬、乗馬レッスン等	860
	ボランティアとして活動に参加して下さった方	117
	その他牧場入園者	5,018
	合 計	9,883

○ 効果

小貝川の自然を生かした事業で、ふるさと取手を再発見することができた。参加対象者を青少年から高齢者、障害者から健常者までと幅広く実施し、達成感に満ちた時間を共有して、あらゆる人々の相互理解と交流を図ることができた。

[担当：高齢福祉課] P.183

6401 介護保険施設整備に要する経費 18,225,000 円 (9,297,000 円)

[国・県 18,225,000 円]

\* 特財内訳

[県補：介護基盤緊急整備等臨時特例交付金 18,225,000 円]

○ 目的

平成 21 年 4 月 1 日に消防法が改正され、平成 24 年 3 月末までにグループホーム等の小規模社会福祉施設にスプリンクラー等消防設備設置が義務化されたことにより、設置工事を行った市内グループホーム等に対し補助金を交付し、施設整備の充実と入所者の安全を確保する。

○ 内容

「グループホーム福祉の森・福祉の里・いこいの里・ニチイケアセンター取手・ケアサポート福祉の里」でスプリンクラーを設置し、グループホームたんぽぽでは消防機関へ通報する火災報知機を設置したため補助金を交付した。

今年度で地域密着型サービス事業所は、全て整備が終了した。

グループホーム福祉の森	4,800,000円
グループホーム福祉の里	3,819,000円
グループホームいこいの里	2,133,000円
グループホームニチイケアセンター取手	4,626,000円
ケアサポート福祉の里	2,547,000円
グループホームたんぽぽ	300,000円

○ 効果

入所者の安全を確保するための施設整備が図られた。

### 1 社会福祉費 4 女性行政費

[担当：子育て支援課] P.183

2001 配偶者等からの暴力の相談に要する経費 1,962円 (3,797円)

[一財 1,962円]

○ 目的

配偶者等からの暴力の被害者に対する相談・助言を行い、状況の改善や生活の自立を図るようにする。

○ 内容

相談事業

- ・ドメスティック・バイオレンス相談（配偶者等からの暴力）  
家庭相談員（兼務）2人/ 開庁日/取手庁舎/午前9時～16時  
電話相談・来所相談

区 分	DV相談		DV以外の相談		合 計	
	件数(件)	延件数(人)	件数(件)	延件数(人)	件数(件)	延件数(人)
H23年度	17	22	25	25	42	47
H22年度	33	53	3	4	36	57

○ 効果

DV相談の件数も多くなってきており、被害者の状況改善に寄与した。

### 1 社会福祉費 5 医療福祉費

[担当：国保年金課] P.185

0501 医療福祉事務に要する経費 14,181,605円 (15,186,906円)

[国・県 6,287,000円 一財 7,894,605円]

\* 特財内訳

[県補：医療福祉事務費 12,574,000円×1/2=6,287,000円]



○ 目的

医療福祉費支給事業の実施に伴い、取手市が医療機関に交付する事務交付金や国保連合会・支払基金への診療報酬明細書等の審査に対して手数料の支払いを行う。

○ 内容

審査支払手数料

国保連合会（医科・歯科・調剤）@49×58,688件=2,875,712円

支払基金（調剤以外）@114.2×46,260件 +（調剤）@57.2×25,395件 ≒6,735,486円

○ 効果

医療福祉費支給に関する事務を円滑に実施することが出来た。

[担当：国保年金課] P.185

0601 医療福祉費助成に要する経費 489,930,160円（469,250,309円）

[国・県 211,502,729円 その他 64,344,544円 一財 214,082,887円]

\* 特財内訳

[県補：医療福祉医療費 205,792,000円]

[県補：医療福祉医療費（過年度分）5,710,729円]

[諸収入：高額療養費返納金等 64,344,544円]

○ 目的

医療福祉費支給制度（マル福）とは、一定条件を満たす人が医療保険を使って医療機関等にかかった場合、一部負担金を公費で助成する制度である。

○ 内容

小児（小学校3年生まで※）、母子家庭の母子、父子家庭の父子、妊産婦、重度心身障害者等が必要とする医療を容易に受けられるよう公費で医療費の一部を負担する。※小学校1年生～3年生までの年齢拡大は平成22年10月から実施。

平成17年11月より、県事業の年齢拡大（小学校就学前）を受け、県助成事業の支給制限を受ける乳幼児を対象に、取手市が保険診療分の自己負担額を助成する、ぬくもり支援事業を実施した。

さらに平成21年7月よりすべての小学1年生から中学3年生までを対象に入院医療費の一部助成を実施した。

医療費給付内訳（H23年度補助対象分）

区分	月平均対象者 (人)	年間受診件数 (件)	総支払額 (円)	一人当支払額 (円)
乳児	596	6,948	16,751,742	28,107
幼児(3歳未満)	1,335	18,939	26,787,588	20,066
幼児(3歳以上)	2,592	33,026	38,989,216	15,042
児童	1,573	15,053	27,142,522	17,255
母子家庭	1,814	14,800	45,030,709	24,824
父子家庭	142	786	2,069,502	14,574
妊産婦	394	2,476	24,866,156	63,112
重度障害	806	14,309	156,609,739	194,305
高齢重度	1,142	24,006	136,507,676	119,534
合計	10,394	130,343	474,754,850	45,676

医療費給付内訳 (H22年度補助対象分)

区 分	月平均対象者 (人)	年間受診件数 (件)	総支払額 (円)	一人当支払額 (円)
乳 児	614	7,760	17,287,813	28,156
幼児(3歳未満)	1,338	19,751	27,070,301	20,232
幼児(3歳以上)	2,313	31,408	38,139,383	16,489
児 童	1,633	6,954	11,666,374	7,144
母子家庭	1,929	15,948	43,852,956	22,734
父子家庭	136	846	2,196,846	16,153
妊産婦	196	1,883	19,031,152	97,098
重度障害	790	14,514	160,231,821	202,825
高齢重度	1,094	22,678	130,724,379	119,492
合 計	10,043	121,742	450,201,025	44,827

医療費助成内訳(市単独分)

区 分	H23年度		H22年度	
	件 数	金 額 (円)	件 数	金 額 (円)
外来自己負担分 (H21年6月診療 分まで)	7	5,530	234	1,521,437
ぬくもり	11,185 (3月末725人)	14,326,448	12,913 (3月末986人)	15,493,981
小・中学生入院	15	843,332	29	2,033,866
合 計	11,207	15,175,310	13,176	19,049,284

○ 効果

少子化が進む中で乳幼児については、すべての乳幼児が医療費助成に該当し、子育て環境づくりが図られた。

**1 社会福祉費 6 国民年金費**

[担当：国保年金課] P.185

**0501 国民年金事務に要する経費 492,780円(560,893円)**

[国・県 492,780円]

\* 特財内訳

[国委：国民年金事務委託金 492,780円]

○ 目的

国民年金制度は、老齢・障害又は死亡によって国民生活の安定がそなわれることを国民の共同連帯によって防止することを目的に政府が運営し、厚生労働大臣の監督のもとに日本年金機構が国民年金法にもとづき業務を行なっている。また、年金業務の一部を法定受託事務として各市町村が担っている。国民年金の取得や種別変更など被保険者等からの各種届出書を受付し、茨城事務センター・土浦年金事務所に迅速な進達につとめ市民サービス向上を図る。

○ 内容

(1) 被保険者数

第1号被保険者・任意加入被保険者数				第3号被保険者数 D	被保険者総数 C+D F
	第1号被保険者数 A	任意加入被保険者数 B	計 A+B C		
平成23年度	15,868人	415人	16,283人	8,517人	24,800人
平成22年度	16,199人	458人	16,657人	8,920人	25,577人

(2) 付加保険料加入者数

付加保険料加入者数			
	強 制	任 意	合 計
平成23年度	2人	1,110人	1,112人
平成22年度	2人	1,070人	1,072人

(3) 口座振替加入状況（平成24年3月末）

	口座振替対象者数	口座振替加入者数	口座振替加入率
クレジット数	11,877人	161人	1.4%
口座振替数	11,877人	3,417人	28.8%

(4) 第1号被保険者資格取得者数

	学 生	適 用 もれ者	20歳 到達者	第2号から の移行者	その他	合 計
平成23年度	437人	545人	506人	1,767人	851人	4,106人
平成22年度	483人	593人	407人	2,001人	757人	4,241人

(5) 保険料免除被保険者数（第1号被保険者全体に対する割合）

平成23年度	法的免除	全額免除	半額免除	学生特例	3/4免除
	733人 (4.6%)	1,716人 (10.8%)	118人 (0.7%)	1,556人 (9.8%)	189人 (1.2%)
	1/4免除	納付猶予	合 計		
	45人 (0.3%)	393人 (2.5%)	4,750人 (29.9%)		
平成22年度	法的免除	全額免除	半額免除	学生特例	3/4免除
	737人 (4.5%)	1,633人 (10.1%)	147人 (0.9%)	1,573人 (9.7%)	193人 (1.2%)
	1/4免除	納付猶予	合 計		
	54人 (0.3%)	379人 (2.3%)	4,716人 (29.1%)		

○ 効果

取手市における被保険者総数、第1号被保険者資格取得者数は、前年度を下回っているものの、その反面、保険料免除被保険者数は前年度に比べ34人増となっている。今日の雇用情勢やデフレ経済を反映して、今後もその傾向で推移するものと予想される。

国民年金をはじめとする公的年金は、将来における老後の生活費の基本を成す制度である。

年金制度の理解を深めるために広報やパンフレット及びホームページへの掲載等で周知を図った。

## 2 児童福祉費 1 児童福祉総務費

[担当：障害福祉課] P. 189

2001 こども発達センター管理運営に要する経費 10,348,006 円 (9,822,747 円)

[一財 10,348,006 円]

### ○ 目的

発達に遅れのある児童（おおむね就学前）と親を対象に、基本的な生活習慣や対人関係を育て、心身の発達を促すことを目的とした通園部門及び発達に応じた専門職指導を行う。あわせて、様々な相談等を通じて、保護者やその児童に携わる保育士等を支援する。

### ○ 内容

通園部門（単独通園・親子通園）、専門職指導（作業療法・言語療法・認知指導等）、相談部門（発達相談・巡回相談等）を三本柱として、障害者自立支援法による児童デイサービス事業を行った。

指定管理者制度により取手市社会福祉協議会が運営する。

区 分	利用延べ人数	開園日数	療育訓練 1 日あたり平均利用児童数
H23 年度	4,501 人	296 日	15.2 人
H22 年度	4,317 人	292 日	14.8 人

### ○ 効果

日常生活における基本的動作の指導を通じて、生活面での自立や集団生活への適応が促された。

[担当：子育て支援課] P. 189

2101 家庭児童相談室に要する経費 1,737,049 円 (2,900,347 円)

[国・県 177,000 円 その他 9,144 円 一財 1,550,905 円]

\* 特財内訳

[国補：次世代育成支援対策交付金 35,000 円]

[県補：子育て支援対策臨時特例交付金 142,000 円]

[諸収入：雇用保険料本人負担分 9,144 円]

### ○ 目的

家庭における児童の養育、その他生活全般に係る悩みや相談等について助言、指導するとともに福祉の向上を図る。

### ○ 内容

家庭相談員（2名）による相談、助言を行った。

家庭児童相談室における相談件数

区 分		23 年度 (延)	22 年度 (延)
養護相談	児童虐待相談	394 件	338 件
	その他の相談	499 件	221 件
保健相談		4 件	1 件
障害相談	肢体不自由相談	0 件	0 件
	視聴覚障害相談	0 件	0 件

	言語発達障害相談	8件	34件
	重症心身障害相談	0件	0件
	知的障害相談	13件	29件
	自閉症等相談	8件	2件
非行相談	ぐ犯行為等相談	170件	69件
	触法行為等相談	0件	0件
育成相談	性格行動相談	80件	83件
	不登校相談	66件	95件
	適正相談	0件	0件
	育児・しつけ相談	19件	138件
	その他の相談	4件	18件
	計	1,265件	1,028件

○ 効果

児童や家庭を取り巻く環境が大きく変化し、相談内容は複雑多様化しており、関係機関と連携をとりながら適切な助言を行い児童の健全育成に努めた。

[担当：子育て支援課] P.189

2801 児童扶養手当に要する経費 351,844,464円 (337,212,137円)

[国・県 116,464,546円 一財 235,379,918円]

\* 特財内訳

[国負：児童扶養手当負担金 116,464,546円]

○ 目的

経済的中心者である父または母と生計をともにしていない児童を育成している世帯に、児童の心身の健やかな成長に寄与するため手当を支給し福祉の増進を図る。

○ 内容

(1) 支給対象：父母の離婚等で父親または母親と生計をともにしていない18歳に達した最初の3月31日までの児童（身体または精神に障害がある場合は20歳未満の児童）を養育している母親等に、所得制限限度額内において支給した。

児童扶養手当支給要件(支払い月、4月・8月・12月)

受給者	対象児童数	全部支給	一部支給
771人 (認定者数 917人)	1人	月額41,550円	年間所得及び扶養人数により設定 41,540円～9,810円
	2人	月額46,550円	
	3人	月額49,550円	
	*3人目以降は、3,000円ずつ加算		

(2) 児童扶養手当支給状況

区分	平成23年度		平成22年度	
	延月人数	支給額	延月人数	支給額
全部支給	4,795人	199,514,450円	4,629人	193,121,880円
一部支給	4,621人	130,276,870円	4,285人	122,713,600円
2子加算額	(3,756人)	18,780,000円	(3,654人)	18,270,000円
3子加算額	(951人)	2,853,000円	(893人)	2,679,000円
計	9,416人	351,424,320円	8,914人	336,784,480円

○ 効果

生活の安定と自立を促した。

[担当：子育て支援課] P.191

3001 要保護児童対策地域協議会事業に要する経費 601,611円(0円)

[国・県601,000円 一財611円]

\* 特財内訳

[県補：子育て支援対策臨時特例交付金 601,000円]

○ 目的

関係機関との情報共有・連携を行い、要保護児童の早期発見と早期対応により適切な保護を図る。また、児童虐待についての啓発活動を行うことで、虐待の早期発見・未然防止を図る。

○ 内容

ケース管理 代表者会議1回、実務者会議7回、個別支援会議67回開催

予防啓発 児童虐待予防推進月間(11月)に集中的なキャンペーンを実施。

乗用車ステッカー作成配布。オレンジリボン作成配布。子どもの虐待防止ハンドブック・リーフレット作成配布。

○ 効果

関係機関の情報の共有と連携で、要保護児童の適切なケース管理ができ、深刻化を防いだ。

[担当：障害福祉課] P.191

3201 児童療育システムに要する経費 991,248円(935,043円)

[一財991,248円]

○ 目的

発達に遅れや偏りのある児童とその親を支えるため、対象児童の早期発見から就学に至るまでの支援体制を整え、各機関の役割を明確にしながら、それらの受け皿となる療育的専門機能の充実を図る。

○ 内容

発達支援専門員を配置し、関係機関との連絡調整会議等を通して、児童の支援体制づくりに取り組むと共に、こども発達センターの個別指導プログラム作成助言や、市内幼稚園・保育所への巡回相談などにおいて専門的視点でサポートした。

・巡回相談員謝礼(38回)	760,000円
・公用車リース代	151,200円
・燃料代	31,739円

○ 効果

定期的に各機関との連絡調整が図られ、発達に遅れや偏りのある児童の早期発見から就学に至るまでの一貫した流れを作り上げていくためのシステムづくりに努めることができた。

[担当：子育て支援課] P.191

3301 少子化対策事業に要する経費 6,870,275円(4,838,891円)

[国・県 3,980,000円 その他 42,000円 一財 2,848,275円]

\* 特財内訳

[国補：次世代育成支援対策交付金 1,987,000円]

[県補：子育て支援対策臨時特例交付金 1,993,000円]

[諸収入：とりでファミリー・サポートセンター入会金 42,000円]

○ 目的

少子化を解消するため、子育て支援に関する環境整備にとりくむ。

○ 内容

ファミリーサポート（子どもの預かり等、子育ての援助を行いたい人と援助を受けたい人の会員組織）センター事業を社会福祉法人取手市社会福祉協議会に委託し、アドバイザーが会員管理・広報・相互援助活動の調整等の業務を行った。

年度	会員数	利用会員	協力会員	両方会員	活動件数
H23	622人	336人	233人	53人	2,546件
H22	614人	326人	234人	54人	2,965件

公共施設14ヶ所に、ベビーシート、ベビーキープを設置した。

○ 効果

多様なニーズに対応し仕事と家庭の両立支援の推進、地域で子育て支援を積極的に実施するための人材の確保、さらに子育て中の親子の外出を容易にし、地域での子育て支援にむけた環境整備を図った。

## 2 児童福祉費 2 児童措置費

[担当：子育て支援課] P.193

2401 子ども手当支給に要する経費 1,781,809,000円(1,579,370,000円)

[国・県 1,530,836,087円 一財 250,972,913円]

\* 特財内訳

[国負：被用者子ども手当 220,941,032円]

[県負：被用者子ども手当 20,399,000円]

[国負：被用者小学校修了前子ども手当 550,027,980円]

[県負：被用者小学校修了前子ども手当 124,824,999円]

[国負：非被用者子ども手当 36,494,836円]

[県負：非被用者子ども手当 17,883,333円]

[国負：非被用者小学校修了前子ども手当 157,378,576円]

[県負：非被用者小学校修了前子ども手当 37,144,999円]

[国負：中学生子ども手当 358,795,000円]

[国負：過年度子ども手当 6,105,666円]

[県負：過年度子ども手当 840,666円]

○ 目的

子どもの健やかな育ちを個人の問題とするのではなく、子育てを未来の投資として、社会全体で応援する。

○ 内容

支給対象：中学校修了前の児童を養育する父母等

一律 月額 13,000 円

平成 23 年 10 月分より（特別措置法）

3 歳未満 一律 月額 15,000 円

3 歳以上小学校修了前 月額 10,000 円 第 3 子以降 月額 15,000 円

中学校修了前 一律 月額 10,000 円

手当は 6 月、10 月、2 月に前月分まで支給

子ども手当支給状況

区 分	平成 23 年度		平成 22 年度	
	支給延 児童数(人)	支給額(円)	支給延 児童数(人)	支給額(円)
被 用 者	20,407	278,679,000	17,302	224,926,000
非 被 用 者	5,365	73,105,000	4,646	60,398,000
被用者小学校修了前	67,791	824,982,000	56,985	740,805,000
非被用者小学校修了前	19,795	238,722,000	16,634	216,242,000
中学生	30,471	366,321,000	25,923	336,999,000
計	143,529	1,781,809,000	121,490	1,579,370,000

○ 効果

中学校修了前児童の健全育成の一助となった。

[担当：障害福祉課] P. 193

2701 在宅障害児福祉手当支給に要する経費 3,130,000 円(3,240,000 円)

[国・県 933,000 円 一財 2,197,000 円]

\* 特財内訳

[県補：障害児童福祉手当補助金 933,000 円]

○ 目的

本市に居住し障害のある 20 歳未満の児童を家庭において同居し監護している者に手当を支給。障害児童の福祉増進を図る。

○ 内容 支給額 月額 5,000 円

年度	受給者	延受給者数	支給額
H23	58 人	622 人	3,130,000 円
H22	69 人	648 人	3,240,000 円

※年 3 回支給（4 月、8 月、12 月）

○ 効果

障害児を監護している世帯への経済的負担の一助となった。

## 2 児童福祉費 3 児童入所費

[担当：子育て支援課] P. 193

2001 民間保育園入所に要する経費 488,971,280 円(393,672,220 円)

[国・県 200,128,353 円 その他 126,392,910 円 一財 162,450,017 円]



\* 特財内訳

[負担金：保育所入所児保護者負担金 126,392,910 円]

[国負：保育所運営費 132,691,983 円]

[県負：保育所運営費 67,436,370 円]

○ 目的

保護者の就労または疾病等により、保育に欠ける児童を民間保育園に入所させることで保護者の社会活動を促進するとともに、児童の健全な心身の発達を図る。

○ 内容

民間保育園入所状況（市外からの入所児童含まず）

平成 24 年 3 月 1 日現在（単位：人）

園 名	定員	入所人員			計
		3 歳未満児	3 歳児	4 歳以上児	
取手保育園	90	36(41)	25(24)	46(41)	107(106)
ふたば保育園	45	20(21)	10( 9)	24(25)	54( 55)
育英保育園	90	35(35)	15(22)	47(45)	97(102)
たちばな保育園	90	39(35)	13(16)	41(40)	93( 91)
共生保育園	60	28(27)	19(11)	28(31)	75( 69)
稲保育園	90	42(—)	19(—)	40(—)	101(—)
計	465	200(159)	101(82)	226(182)	527(423)

稲保育園は 23 年度から民営化

( )は平成 22 年度

○ 効果

公立保育所では対応できない保育需要に対し、円滑な入所が図られた。

[担当：子育て支援課] P.193

2101 乳幼児保育に要する経費 8,752,637 円 (2,925,515 円)

[国・県 8,685,371 円 一財 67,266 円]

\* 特財内訳

[県補：民間保育園子育て支援体制緊急整備事業補助金 8,685,371 円]

○ 目的

民間保育園において保育士を増員することにより、保育園に対して新たに義務付けられた 3 歳未満児の個別指導計画書の作成等を支援し、低年齢児の保育の質の向上と処遇の確保を図る。

○ 内容

委託料

(単位：円)

区分	平成 23 年度			
	取手保育園	共生保育園	稲保育園	合計
民間保育園低年齢児 保育体制緊急整備 事業委託料	1,823,800	3,856,164	3,072,673	8,752,637

○ 効果

民間保育園の乳児保育体制の整備向上に貢献できた。

[担当：子育て支援課] P. 195

2201 民間保育園運営に要する経費 55,550,338円 (38,066,040円)

[国・県 20,792,000円 一財 34,758,338円]

\* 特財内訳

[県補:延長保育促進事業補助金 20,792,000円]

○ 目的

民間保育園の延長保育に対処するとともに、安定的運営を図る。また、保育園の管理下における災害に対応するために災害共済給付制度に加入する設置者負担分を補助する。

○ 内容

委託料

(単位:円)

区分	年度	取手 保育園	ふたば 保育園	育英 保育園	たちばな 保育園	共生 保育園	稲 保育園
民間保育園職員給与改善費	H23	1,080,000	1,080,000	1,080,000	1,080,000	1,080,000	1,080,000
	H22	1,080,000	1,080,000	1,080,000	1,080,000	1,080,000	—
民間保育園格差是正費	H23	757,037	851,666	662,407	378,518	567,778	946,296
	H22	757,037	851,666	662,407	378,518	567,778	—
民間保育園施設管理費	H23	1,084,445	528,147	1,073,493	1,049,490	716,418	1,094,850
	H22	1,084,455	528,147	1,073,493	1,049,490	716,418	—
民間保育園延長保育運営費	H23	1,283,040	1,283,040	1,283,040	1,283,040	1,283,040	1,283,040
	H22	1,283,040	1,283,040	1,283,040	1,283,040	1,283,040	—
延長保育事業運営費	H23	4,853,000	5,888,000	4,853,000	4,853,000	4,853,000	5,888,000
	H22	3,753,600	4,682,720	3,192,000	3,300,000	3,574,200	—
計	H23	9,057,522	9,630,853	8,951,940	8,644,048	8,500,236	10,292,186
	H22	7,958,132	8,425,573	7,290,940	7,091,048	7,221,436	—

補助金 日本スポーツ振興センター共済掛金助成金

区分	年度	取手 保育園	ふたば 保育園	育英 保育園	たちばな 保育園	共生 保育園	稲 保育園	
日本スポーツ振興センター共済掛金助成金	H23	人数(人)	109	55	116	100	81	
		金額(円)	19,075	9,625	20,300	17,500	14,175	14,350
	H22	人数(人)	111	56	117	91	77	—
		金額(円)	19,425	9,800	20,475	15,925	13,475	—

※園児1人につき175円

○ 効果

民間保育園(取手・育英・たちばな・共生保育園は午前7時から午後7時まで、ふたば保育園は午前7時30分から午後7時30分まで)において延長保育が行われ、保護者の就

労活動に貢献した。また、保育園の管理下における災害に備えることができた。

[担当：子育て支援課] P. 195

2401 管外保育委託に要する経費 17,200,480円 (11,735,390円)

[国・県 7,566,183円 その他 3,433,800円 一財 6,200,497円]

\* 特財内訳

[負担金：保育所入所児保護者負担金 3,433,800円]

[国負：保育所運営費 5,044,122円]

[県負：保育所運営費 2,522,061円]

○ 目的

保護者の就労又は疾病等により保育に欠ける乳幼児を保育園に入所させることで、保護者の社会活動を促進するとともに、乳幼児の健全な心身の発達を図る。(諸事情により、管外(市外)の保育園に入所する児童分)

○ 内容

民間保育園入所状況

平成24年3月1日現在(単位:人)

区分	園数	入所人員			計
		3歳未満児	3歳児	4歳以上児	
公立	3	1(0)	1(1)	2(4)	4(5)
私立	11	7(2)	1(5)	8(6)	16(13)
認定こども園	2	3(0)	1(0)	0(0)	4(0)
計	16	11(2)	3(6)	10(10)	24(18)

○ 効果

市内の保育所では対応できない保育需要に対し、円滑な入所が図られた。

[担当：子育て支援課] P. 195

2601 すこやか保育応援事業に要する経費 2,228,700円

[国・県 1,091,850円 一財 1,136,850円]

\* 特財内訳

[県補：すこやか保育応援事業補助金 1,091,850円]

○ 目的

就学前の子どもを2人以上持つ世帯における3歳未満児の保育料を軽減することにより、子育て世帯の経済的負担を図ることを目的とする。

○ 内容

公立

@2,100×61ヶ月=128,100円(6人)

@3,000×485ヶ月=1,455,000円(46人)

私立

@2,100×36ヶ月=75,600円(3人)

@3,000×190ヶ月=570,000円(16人)

○ 効果

保育料の軽減により、子育て家庭(多子世帯)の経済的負担軽減が図られた。

## 2 児童福祉費 4 保育所費

[担当：子育て支援課] P.197

2001 保育所の管理運営に要する経費 439,205,866 円 (472,330,224 円)

〈2,420,250 円〉※〈 〉は、うち 22 年度繰越分

[国・県 1,300,000 円 〈1,300,000 円〉 その他 138,443,781 円 一財 299,462,085 円]

\* 特財内訳

[国補：地域活性化・きめ細かな交付金 〈1,300,000 円〉]

[負担金：保育所入所児保護者負担金 210,070,910 円

うち 100,000,000 円は一般職人件費へ充当]

[負担金：延長保育利用保護者負担金 796,400 円]

[負担金：日本スポーツ振興センター災害給付負担金 170,975 円]

[諸収入：管外保育受託収入 11,240,950 円]

[諸収入：保育所職員給食代 14,410,480 円]

[諸収入：一時保育利用者給食代 629,200 円]

[諸収入：雇用保険料本人負担分 1,124,866 円]

### ○ 目的

保護者の就労または疾病等により、保育に欠ける児童を公立保育所に入所させることで、保護者の社会活動を促進するとともに、児童の健全な心身の発達を図る。

少子化の進む中、希望する子どもの数をもてない要因のひとつとして経済的負担をあげる世帯が多いことから、子育て家庭への経済的負担の軽減策として、3人以上子どものいる家庭の保育料の一部を補助する。

戸頭東保育所はテラス床の張替及び門扉の修繕を行い、白山保育所は屋外階段の修繕をすることにより保育環境の改善を図る。

### ○ 内容

公立保育所入所児童数（市外からの入所児童含まず）

平成 24 年 3 月 1 日現在（単位：人）

保育所名	定員	入所人員			計
		3 歳未満児	3 歳児	4 歳以上児	
井野保育所	100	41 (38)	15 (11)	24 (31)	80 (80)
永山保育所	60	32 (31)	18 (14)	31 (28)	81 (73)
吉田保育所	120	44 (40)	19 (14)	34 (37)	97 (91)
舟山保育所	100	38 (44)	24 (21)	35 (44)	97 (109)
白山保育所	130	62 (62)	24 (24)	47 (47)	133 (133)
戸頭北保育所	90	44 (39)	14 (19)	39 (37)	97 (95)
戸頭東保育所	120	47 (49)	19 (21)	44 (41)	110 (111)
稲保育所	—	— (40)	— (22)	— (36)	— (98)
中央保育所	120	41 (41)	15 (18)	39 (35)	95 (94)
久賀保育所	120	52 (39)	28 (24)	43 (46)	123 (109)
計	960	401 (423)	176 (188)	336 (382)	913 (993)

( )は平成 22 年度

・戸頭東保育所修繕 〈1,932,000 円〉

・白山保育所修繕 〈488,250 円〉

○ 効果

保護者の就労、疾病等により家庭で保育に欠ける児童を、一定時間毎日預かることにより保護者の社会活動促進と児童の健全な育成を行うことができた。また、戸頭東保育所及び白山保育所は保育環境の整備により児童の健全育成と保育内容の向上が図られた。

[担当：子育て支援課] P. 201

2201 子育て支援に要する経費 11,091,599 円 (10,706,786 円)

[国・県 5,747,000 円 一財 5,344,599 円]

\* 特財内訳

[国補：次世代育成支援対策交付金 18,942,000 円

うち 13,638,000 円は一般職人件費へ充当]

[県補：子育て支援対策臨時特例交付金 443,000 円]

○ 目的

核家族化、少子化が進む中で、子育て支援の活動拠点である地域子育て支援センターを運営し、保護者の育児に対する支援を行う。

○ 内容

利用状況

施設名	利用日数 (日)		利用者数(人)		相談件数 (件)	
	H23	H22	H23	H22	H23	H22
白山地域子育て支援センター	245	243	11,224	13,533	1,071	1,612
戸頭地域子育て支援センター	244	243	10,461	9,494	992	1,146
藤代地域子育て支援センター	244	243	13,413	14,588	1,803	1,961
東部地域子育て支援センター	244	243	14,193	16,647	1,787	1,820
計	977	972	49,291	54,262	5,653	6,539

○ 効果

市内4地域の各子育て支援センターは、センター室の自由開放をはじめ年齢別行事、講演会等を開催し、毎回大勢の親子に利用されている。気軽に参加できる情報交換・交流の場として定着し、地域の子育て支援に貢献できた。

[担当：子育て支援課] P. 203

2301 一時的保育事業に要する経費 10,170,488 円 (10,549,525 円)

[国・県 3,888,000 円 その他 5,000,000 円 一財 1,282,488 円]

\* 特財内訳

[負担金：一時的保育事業保護者負担金 5,214,800 円

うち 214,800 円は一般職人件費へ充当]

[国補：次世代育成支援対策交付金 8,638,000 円うち 4,750,000 円は一般職人件費へ充当]

○ 目的

保護者が疾病、冠婚葬祭その他社会的事情により、家庭で児童を保育することが困難となった場合に一時的に保育を実施する。

○ 内容

理由別利用者数

(単位:人)

区 分	非定型		緊 急		私 的		計	
	H23	H22	H23	H22	H23	H22	H23	H22
白山保育所	1,059	1,021	539	576	71	55	1,669	1,652
井野保育所	412	425	38	47	4	5	454	477
久賀保育所	529	555	242	335	0	164	771	1,054
永山保育所	450	212	44	68	10	77	504	357
計	2,450	2,213	863	1,026	85	301	3,398	3,540

年齢別利用者数

(単位:人)

区 分	3歳未満児		3歳以上児		計	
	H23	H22	H23	H22	H23	H22
白山保育所	1,330	1,418	339	234	1,669	1,652
井野保育所	362	379	92	98	454	477
久賀保育所	417	935	354	119	771	1,054
永山保育所	456	272	48	85	504	357
計	2,565	3,004	833	536	3,398	3,540

○ 効果

市内4保育所において、一時的に家庭で保育が困難な児童を預かることにより、保護者の社会的活動の促進に貢献した。

[担当:子育て支援課] P. 203

2401 保育所民営化に要する経費 7,146,096円 (3,832,460円)

[国・県 3,949,000円 一財 3,197,096円]

\* 特財内訳

[国補:子育て支援交付金 3,949,000円]

○ 目的

第二次保育所整備計画に基づき、公立保育所を民営化することで、効率的な保育所運営と保育環境の維持・向上を図る。

○ 内容

運営法人選定委員会委員謝礼

井野・戸頭東保育所 7回分 330,400円

※22年度に運営法人選定委員会を立ち上げ、23年度は第2回目から7回開催した。

委員会は、井野・戸頭東合同で行い、現地視察及びヒアリングは別々に行なった。

公立保育所民間法人移管円滑化事業補助金

井野保育所 (共同保育分) 2,961,424円 (高砂福祉会)

戸頭東保育所 (共同保育分) 3,854,272円 (小瀬福祉会)

○ 効果

井野保育所、戸頭東保育所の運営を引き継ぐ法人の選定には、学識経験者、保護者、保育士等で構成される選定委員会を設置し、公募のうえ公正な審査を行った。また、民営化に伴う児童への負担軽減のための共同保育(平成24年1月~3月)実施に際し、法人側から

参加する職員の人件費の一部を補助金として交付することで、円滑な引き継ぎを図ることができた。

### 3 生活保護費 1 生活保護総務費

[担当：社会福祉課] P. 205

0501 生活保護事務に要する経費 5,338,553 円 (8,737,128 円)

[国・県 3,842,000 円 一財 1,496,553 円]

\* 特財内訳

[国補：診療報酬明細書等点検充実事業補助金 1,920,000 円]

[国補：生活保護システム基準改定料補助金 239,000 円]

[国補：生活保護システム使用料補助金 1,683,000 円]

○ 目的

国、県との密な連携をとり、生活保護業務遂行の円滑化を図る。

○ 内容

生活保護システムの使用料 1,682,856 円

生活保護システム保守点検 252,000 円

生活保護システムハードウェア保守点検 275,940 円

生活保護システム基準改定料 239,820 円

医療レセプト管理システム保守点検 87,250 円

医療レセプト機器保守点検 254,000 円

診療報酬明細書等点検充実事業 178,992 円

その他の費用 2,367,695 円

内訳：(嘱託医報酬 672,000 円・精神医報酬 156,000 円・役務費、通信運搬費、手数料、その他 1,539,695 円)

○ 効果

電算システムを導入することにより生活保護業務の円滑化、効率化、事務の均一化が図れた。

### 3 生活保護費 2 扶助費

[担当：社会福祉課] P. 205

2001 生活保護に要する経費 1,350,388,622 円 (1,307,523,188 円)

[国・県 1,133,297,099 円 その他 18,699,093 円 一財 198,392,430 円]

\* 特財内訳

[国負：生活保護費 1,049,172,373 円]

[国負：生活保護費(過年度分) 38,217,601 円]

[県負：生活保護費 45,907,125 円]

[諸収入：生活保護法第 78 条返還金 1,267,950 円]

[諸収入：生活保護法第 63 条返還金 15,014,297 円]

[諸収入：生活保護法第 78 条返還金(過年度分) 2,051,039 円]

[諸収入：生活保護法第 63 条返還金(過年度分) 365,807 円]

○ 目的

生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その

最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長する。

○ 内容 ※各年 3 月 31 日現在

区 分	世 帯 数	人 数	保 護 率
H23 年度	593 世帯	800 人	7.3 ‰
H22 年度	575 世帯	776 人	7.0 ‰
H21 年度	555 世帯	732 人	6.7 ‰

(扶助別内訳)

(単位：円)

区 分	H23 年度扶助額	H22 年度扶助額	H21 年度扶助額
生活扶助	439,580,107	422,118,791	382,284,620
住宅扶助	194,127,698	180,528,747	164,012,880
教育扶助	5,119,634	5,691,882	6,292,172
医療扶助	670,812,388	662,989,846	616,807,884
介護扶助	26,407,741	27,081,742	32,678,343
出産扶助	927,658	536,351	400,681
生業扶助	4,778,858	3,232,850	2,151,106
葬祭扶助	2,196,368	684,099	763,813
施設事務費	6,438,170	4,658,880	4,152,410
計	1,350,388,622	1,307,523,188	1,209,543,909

※生活保護（相談・申請・開始・廃止）件数の推移

区 分	H23 年度	H22 年度	H21 年度	H20 年度	H19 年度
相談件数	264	263	310	226	173
申請件数	97	92	123	126	71
開始件数	93	87	118	108	71
廃止件数	78	61	54	58	76

○ 効果

生活困窮者（世帯）の最低限度の生活を保障し、その自立を助長した。

#### 4 災害救助費 1 災害救助費

[担当：社会福祉課] P.207

2001 災害見舞金等に要する経費 1,065,000 円 (265,000 円)

[一財 1,065,000 円]

○ 目的

市民が災害を受けたときに、罹災者又は葬祭を行う者に対して、見舞金又は弔慰金を贈り、その援護と更生意欲の高揚を図る。

○ 内容

取手市災害見舞金等に関する条例に基づき、次のとおり見舞金、弔慰金を支給した。

平成 23 年度

対象事項	被災事項	金額 (円)	件数	支給額 (円)
死亡等	死亡	100,000	4	400,000
	全治 3 カ月以上の負傷	50,000	0	0
	全治 1 カ月以上 3 カ月未満の負傷	30,000	0	0



住家・店舗 及び倉庫 の損壊 滅失等	1 住家全壊(全焼)の場合			
	3人以下の世帯	70,000	4	280,000
	4人以上の世帯	100,000	1	100,000
	2 住家半壊(半焼)の場合			
	3人以下の世帯	30,000	1	30,000
	4人以上の世帯	50,000	0	0
	3 住家部分焼の場合			
	10,000	2	20,000	
	4 住家以外の家屋焼失の場合(20㎡以上の建物を対象とする。)			
	全壊(全焼)の場合	20,000	1	20,000
半壊(半焼)の場合	10,000	1	10,000	
5 借家の場合				
1から4まで列記の半額以下とする。			11	205,000
床上浸水		30,000	0	0
合計			25	1,065,000

平成22年度

対象事項	被災事項	金額(円)	件数	支給額(円)
死亡等	死亡	100,000	0	0
	全治3カ月以上の負傷	50,000	0	0
	全治1カ月以上3カ月未満の負傷	30,000	0	0
住家、店舗 及び倉庫 の損壊、 滅失等	1 住家全壊(全焼)の場合			
	3人以下の世帯	70,000	1	70,000
	4人以上の世帯	100,000	0	0
	2 住家半壊(半焼)の場合			
	3人以下の世帯	30,000	1	30,000
	4人以上の世帯	50,000	2	100,000
	3 住家部分焼の場合			
	10,000	1	10,000	
	4 住家以外の家屋焼失の場合(20㎡以上の建物を対象とする。)			
	全壊(全焼)の場合	20,000	1	20,000
半壊(半焼)の場合	10,000	0	0	
5 借家の場合				
1から4まで列記の半額以下とする。			1	5,000
床上浸水		30,000	1	30,000
合計			8	265,000

○ 効果

見舞金又は弔慰金を支給することにより、罹災者又は葬祭を行う者に対して、その援護と更生意欲の高揚を図ることができた。